



おきなわ



ラテン語で勝者に栄光あれ

沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1、使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2、公正

品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。

3、研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙説明（沖縄シリーズ）

興南高校大優勝旗展

興南高校が県勢初の夏の甲子園優勝と史上6校目となる春夏連覇の偉業を記念して深紅と紫紺の優勝旗を展示する「大優勝旗展」が県立博物館・美術館で9月12日から20日までありました。

深紅の大優勝旗 初めて沖縄に渡った夏の優勝旗は、西陣織でつづれ織りと言う技法が使われ、ハトと月桂樹がデザインされており、大きさは縦106cm、横151cm、重さ9.5kg、勝者に栄光あれという意味「VICTORIBUS PALMAE」の文字が描かれている。

紫紺の大優勝旗 春の優勝旗は、1999年の沖縄尚学高校の選抜初優勝、2008年の優勝に続いて、3度目。金糸銀糸による総刺繍で、正絹のより糸を紫紺に染め抜き西陣で織り上げられ、大きさは、縦90cm、横135cm、重さは2.5mの檜の木製の旗竿を含めて20kg、沖縄尚学高校のペナントも見えるように飾ってありました。

写真、説明提供：（総務・広報部理事 糸数 厚）



目 次

第46回沖縄会定時総会挨拶	会 長 宮 城 朝 光	1
祝 辞	那覇地方法務局長 永 井 行 雄	2
祝 辞	日本土地家屋調査士会連合会会長 松 岡 直 武	4
市長挨拶	那覇市長 翁 長 雄 志	7

日本土地家屋調査士会連合会

九州ブロック協議会平成22年度定時総会挨拶	会長 宮 城 朝 光	8
祝 辞	福岡法務局長 寺 島 健	10
祝 辞	那覇地方法務局長 永 井 行 雄	13
祝 辞	日本土地家屋調査士会連合会会長 松 岡 直 武	15
祝 辞	沖縄県知事 仲井眞 弘 多	17
市長挨拶	那覇市長 翁 長 雄 志	18
総会挨拶	九州ブロック協議会会長 西 龍一郎	19

土地所有紛争の事例	中部支部 菅 野 貫 司	21
-----------------	--------------------	----

インターンシップを受け入れて	宜野湾支部 伊 波 学	31
----------------------	-------------------	----

会だより		33
------------	--	----

平成22年度 第1回 理事会

平成22年度 第46回 定時総会

九州ブロック協議会平成22年度定時総会・懇親会

平成22年度第2回常任理事会、第1回支部長会議

記念事業 完全復元伊能地図展

会員の趣味・特技		41
----------------	--	----

編集後記		42
------------	--	----



平成22年度第46回定時総会挨拶

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城 朝 光

皆さんこんにちは。あいさつを申し上げます。無事総会の議事は滞りなく終わり式典を残すのみとなりました。本日ここに沖縄県土地家屋調査士会の第46回定時総会の開催にさいし、永井那覇地方法務局長殿をはじめ、那覇市の仲村副市長殿、日本土地家屋調査士会連合副会長関根一三殿、さらに多数のご来賓の皆さま方には公務ご多忙の折にも係わりませずご臨席を賜り、誠にありがとうございます。心より厚く御礼を申し上げます。また、会員の皆様におかれましても宮古・八重山をはじめ、沖縄本島各地からご参集いただき、本総会を盛大に開催できましたこと心から御礼を申し上げる次第であります。さて、土地家屋調査士を取り巻く状況は規制改革・司法制度改革・行財政改革の影響を受けて大きく変化しておりますが、昨年100年に一度という世界同時不況に見舞われ苦しい1年でありました。国民の期待の大きかった鳩山政権の誕生で景気回復に向かうものだと思いましたが、ギリシャの問題が世界経済に悪影響を及ぼし不安材料となっています。昨年の新設住宅着工数も全国平均で前年比マイナス27パーセントに減っています。さらに人口も徐々にではあるが減少しているため、今まで建物表示登記や土地分筆登記に代表されるような調査士業務は減っていくものと思われます。全国的には国土調査に境界の専門家である土地家屋調査士の活用が図られるように活発に活動をしているが、沖縄においては99パーセント国土調査も終了しており、業務拡大としては土地家屋調査士会 ADR における代理業務や

筆界特定制度における代理業務の円滑な推進を図り、県民に対する両制度の啓発活動を行うことにより業務拡大につなげたい。また、法務局の筆界特定制度に筆界調査委員として32名の土地家屋調査士がかかわっており、筆界特定制度が土地家屋調査士と県民に使い勝手の良い制度になるよう、那覇地方法務局の筆界特定室と調査士会の境界問題相談センターは連携できるよう努力したい。また今年は調査士制度60年に当たり、調査士制度が国民の誰もがわかるようにアピールするために日調連で全国放映のテレビドラマを作成することに決定しています。今までは国民のほとんどが土地家屋調査士の制度を知らなく、現場に行けば測量士さんと言われても、面倒くさいので調査士についての説明もしなかったのが現状ではなかったでしょうか、最近では国の機関でも調査士と測量士の業務の違いが分からなくトラブルになったことがありました。その後、日調連では国の各機関に対して調査士業務の適正な発注と理解を求め啓発活動をしているところです。この事は日調連だけの問題ではなく、個々の調査士が自分の資格に誇りを持って業務のたびに説明をしていく必要があると思います。

終わりに当たり、本総会で議論したことが会員各位のご協力とご理解によりまして今後の沖縄県土地家屋調査士会の将来に向け意義ある総会になるよう祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。



祝 辞

那覇地方法務局長 永井 行雄

本日、第46回沖縄県土地家屋調査士会定時総会が開催されるに当たり、県内各地の会員の皆様にご直接お目にかかってお祝いの言葉を述べる機会を得ましたことを大変光栄に思います。

貴会及び会員の皆様方には、平素から登記事務を始めとする当局の所掌事務の円滑な運営に、格別の御協力とご支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、土地家屋調査士制度の充実・発展のために日々ご尽力され、着実にその成果を挙げておられます。これは、ひとえに会員の皆様が土地家屋調査士としての社会的役割と使命を強く自覚され、国民の信頼と期待にこたえてこられた賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

また、先ほど、多年にわたり土地家屋調査士業務に従事された会員の方々を表彰させていただいたところですが、受賞されました方々の今日までのご苦勞とご努力に対し、敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、なお一層のご活躍を祈念いたします。

本日は、せっかくの機会でございますので、現在の法務局を取り巻く情勢について、若干紹介させていただきたいと思っております。

第一に、法14条地図作成作業についてで

あります。

本年度は、那覇市高良一丁目、二丁目地区の面積0.24平方キロメートル、筆数1,230筆について14条地図作成作業を予定しておりますので、同作業の円滑な実施のため、皆様方のご協力を賜りますようこの場をお借りしてお願い申し上げます。

第二、筆界特定制度についてであります。

筆界調査委員の皆様には、本制度の円滑な運用に御協力と御支援をいただいておりますことにお礼を申し上げます。お陰様をもちまして、筆界特定事件は順調に処理できております。しかし本制度創設から4年が経過しましたが、最近の事件数を見ますと、筆界特定制度の利用はやや低調な状況にあります。

そこで制度のより一層の普及・定着を図るとともに、筆界特定事件の積極的な掘り起こしのため、本年11月14日に沖縄県立博物館・美術館において、筆界特定に関するイベントを開催したいと考えております。このイベントを盛り上げるため、皆様方の御協力と積極的な御参加をお願い申し上げます。

第三に、オンライン申請についてであります。

オンライン申請については、政府において「オンライン利用拡大行動計画」が平成

20年9月12日に取りまとめられ、比較的早期に効果が現れやすい登記事項証明書の交付請求や株式会社登記の申請について政府目標として、平成23年度末の目標を57%、不動産登記申請を含む登記手続き全体については、平成25年度末の目標値が71%と設定されたところであります。

オンライン申請の利用拡大に当たっては、最大のユーザーであります皆様方の御協力なくしては、目標利用率の達成は困難でありますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

第四に、乙号事務の包括的民間委託についてであります。

乙号事務の包括的民間委託は、昨年4月から始まり、本年4月には全国303の登記所で実施しています。

当局管内では、平成21年4月から本局登記部門及び宜野湾出張所において実施し、本年4月からは、沖縄支局及び名護支局においても実施しています。

来年度には、宮古島支局及び石垣支局で実施する予定であります。

以上、法務局を取り巻く情勢について何点か申し上げましたが、私ども法務局といたしましては、今後とも、適正・迅速な事務処理を行ない法14条地図作成作業を始め、表示登記に関する重要施策に積極的に取り組んでまいり所存でございます。こうすることが、国民の皆様方の負託に応えることになるものと考えております。どうか、土地家屋調査士の皆様方におかれましても、その社会的役割がますます重要視されている折から、法務局との連携をさらに強化していただき、今後とも、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本総会の御盛会を祝し、沖縄県土地家屋調査士会の今後ますますの御発展と、会員の皆様方のご健勝・ご活躍をお祈り申し上げまして、私の祝辞とさせていただきます。





祝 辞

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

本日ここに、那覇地方法務局長殿を始め、多くのご来賓の方々をお迎えして、沖縄県土地家屋調査士会の第46回定時総会が盛会に開催されましたことを、お祝い申し上げます。

日頃、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解・ご支援を賜り、改めて感謝の意を申し上げます。

お蔭をもちまして、平成21年度の連合会の事業は、概ね所期の目標を達成することができたものと思っております。

さて、今年は、土地家屋調査士制度制定60周年に当たります。同じく、表示登記制度創設50年を迎える年でもあります。これまでの60年、50年の長きにわたり土地家屋調査士制度と表示登記制度の充実発展にご尽力いただいた諸先輩に、まずもって、深甚なる敬意と心から感謝を申し上げますとともに、この節目の年を機に、全国の会員が心をつにしてあらゆる困難を克服し、心新たに両制度の更なる充実発展を図り、広く市民社会に有用とされる専門資格者であり続けなければならないと誓う年にしたいと考えております。

この節目の年にあたり、連合会では、6月の記念式典を始めとして、10月の記念シンポジウム、全国一斉表示登記相談会など、様々な記念行事を計画しております。これ

らの行事は、皆様のご協力をいただきながら実施することになりますが、それぞれがより良い姿で実施され、また、これからの土地家屋調査士制度にとって実りあるものとなりますよう全力で取り組む所存でありますので、何卒、ご協力のほどお願いいたします。

連合会では、昨年度に引き続き、制度対策本部と各部等との連携のもと、土地家屋調査士制度に深く係わる諸制度の改革の対応に積極的に取り組みますとともに、必要であれば「プロジェクトチーム」を組成し活動してまいりたいと考えております。

まず、土地家屋調査士の業務領域の拡大に向けた取組みを推進してまいります。

登記所備付地図作成作業に関しましては、「法務省改・新八か年計画」の策定を受け、各会にあてて、情報提供を行うとともに、地図に対応する部署の新設や関係諸機関との連携強化をお願いしているところであります。

国土調査に関しましては、「六次十箇年計画」が策定されるところでありますが、本年3月の国土調査法及び国土調査促進措置法の改正に関する国会審議において、土地家屋調査士の活用の有用性、議員の質問のみならず、大臣答弁においても言及されております。今後は国土調査事業に対する

私ども土地家屋調査士の受託態勢の整備が目下の課題であり、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

これらに加えて、会員の事務所経営基盤の安定化に向けて、例えば、未登記建物解消キャンペーンの推進、不動産登記制度の適切な活用による市民社会の安心や取引の安全の確保の重要性を訴えるなど、基盤業務の掘り起こしを図るとともに、経済不況を受けて民間の不動産所有者等からの委託事案が減少する中であって、公共嘱託登記関連業務の受託環境を整備するべく、引き続き精力を傾注してまいります。

次に、司法制度への参画の観点から取り組んでまいりました「境界問題相談センター」については、今や、全国土地家屋調査士会の8割に相当する43会で設置され、そのうち38会が土地家屋調査士法に基づく法務大臣の指定を受けており、国民の利便に供する体制が全国的に整いつつあります。また、現在まで、大阪土地家屋調査士会を始め9会が、いわゆる「ADR法」に基づく法務大臣の認証を受けておりますが、本年度においても、認証の取得に向けて準備を進めている土地家屋調査士会があると聞き及んでおります。連合会としましても、これを、全面的に支援してまいります。

近年になって、法定業務とされました土地家屋調査士会ADRにおける代理業務や筆界特定制度における代理業務の円滑な推進のための取り組みを図りますとともに、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携につきましては、昨年2月から、法務省とブレインストーミングを開催するなどして、検討を重ねてまいりましたが、本年3月に、その取りまとめがされ、皆様方に

お知らせしたところであります。今後は、各法務局及び地方法務局において実施している筆界特定制度との連携に向け、必要な取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

「土地家屋調査士倫理規定」につきましては、昨年の連合会定時総会において決議をいただき、その後におきましても、各土地家屋調査士会において積極的に研修会等を開催していただくとともに、各ブロック協議会の開催に係る「総務・研修・社会事業担当者会同」において、連合会としての説明をさせていただき、その周知を図ってきたところであります。来月開催されます第67回連合会定時総会において、同規定を連合会会則に位置付けるべく、ご審議いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

オンライン登記申請の活用は、日常業務の効率化にとって不可欠のものでありますので、各ブロック協議会のオンライン登記申請促進組織及び各土地家屋調査士会のオンライン申請促進委員会におかれましては、本年度も引き続き積極的なご対応をいただきたいと考えており、連合会としましても、オンライン登記申請の促進に、鋭意、取り組んでまいり所存であります。

他に、研修部関連の「いわゆる土地家屋調査士CPD」に関するもの、特別研修の実施状況、社会事業部関連の「関係諸機関が発注する業務等に関する情報提供を積極的に行ったこと。官公署等に土地家屋調査士業務の適正な発注について理解を求めするため、二種類のパンフレットを作成し、送付趣旨を記載した文書とともに官公署等へ送付したこと。」など、申し上げたいこと

は多々ございますが、詳しくは、6月の定時総会のとくとさせていただくこととします。

土地家屋調査士制度を取り巻く環境には、依然として厳しいものがありますが、いつの時代におきましても、社会の要請に応え、国民の信頼に応えることができる土地家屋調査士であるために、連合会は、会員の地位の向上と土地家屋調査士制度の充実・発

展に全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟でおります。

沖縄県土地家屋調査士会並びに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日もご列席の皆様のご健勝と沖縄県土地家屋調査士会のご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。





市長あいさつ

那覇市長 翁 長 雄 志

沖縄県土地家屋調査士会 第46回通常総会の開催にあたり、ごあいさつ申し上げます。

沖縄県土地家屋調査士会におかれましては、日頃より、調査・測量業務等を通じて本市の公共施設の整備促進等に大きくご貢献いただいております、心より感謝申し上げます。

さて、公共施設、基幹インフラ整備における土地の調査、測量、登記は、精確さ、迅速さが求められる、たいへん責任の重い専門業務であります。

復帰後38年が経った現在も、沖縄の特殊事情に伴い、土地の未確定地域がいまだに存在している状況でございます。また本市では、安心、安全で快適な市民の暮らしや産業活動を支える基幹インフラ整備として、石嶺線など6路線の道路の整備や、石嶺、久場川、宇栄原各市営住宅の立替え事業を進めているところであり、今年度は大名市営住宅の基本設計にも着手する予定となっております。

会員の皆様におかれましては、今後とも市民財産保全並びに、本市業務の円滑な推進のためご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。本市におきましては、去る4月3日には、待望の「沖縄セルラースタジアム那覇」が華やかに落成し、来月に

は35年ぶりのプロ野球公式戦が、来年の2月には、読売巨人軍の春季キャンプが予定されており、多くの市民が心待ちにしているところであります。

そのようななか本市では「いい暮らしより、楽しい暮らし」のために「協働によるまちづくり」を推進しているところであり、貴会並びに会員の皆様のお力添えをこの場をお借りしてお願いいたします。

結びに、第46回定時総会のご盛会と、沖縄県土地家屋調査士会の今後ますますのご発展、そして会員各位のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。





九州ブロック協議会 平成22年度定時総会挨拶

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城朝光

皆さんこんにちは。開催地の会長としてあいさつを申し上げます。日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会役員の皆さん沖縄に来ていただき心より歓迎申し上げます。また、休日の日曜日にもかかわらず臨席いただいた御来賓の皆様には心よりお礼を申し上げます。

今土地家屋調査士を取り巻く状況の中で日調連及び全国土地家屋調査士政治連盟が民主党や自民党に要望しているのは第一に法務省が実施する登記所備付地図作成作業の推進と国土交通省が所管する地籍調査事業の推進、新たに制定される第6次国土調査10箇年計画への専門家活用であります。しかし沖縄県においては国土調査は99%の達成率であり、今後に期待できるものではありません。

また法務省の14条地図の対象となる地域も沢山はありません。折角の機会ですので沖縄における公図や地図のことについて話したいと思います、本土の公図は明治6年から14年にかけての地租改正時にできた公図からだと思いますが、沖縄においては明治32年に沖縄土地整理法を制定し明治36年にかけて公図が出来上がりました。しかし、宮古・八重山地域を除いて公図・公簿のほとんどが去る大戦において消失しました。

戦後は昭和21年に土地所有権認定事業が実施され一応の地籍整備がなされましたが、その成果は拙速的に作成されたため、不正確で不備欠陥の多い公図、公簿となり、そのため、琉球政府は、より正確なものを作るため昭和32年に国土調査法を母体とした土地調査法を制定して昭和35年から地籍調査を積極的に推進し、

更に昭和47年の復帰後は国土調査法に基づいて継続して地籍調査を実施してまいりました。

一方、国土調査法による地籍調査が困難な米軍基地を含む位地境界が不明な地域は、昭和52年に「沖縄県の区域内における位地境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」が制定され、集団和会方式により大部分の地域の地籍が確定されました。以上の地籍調査により作成された「地籍図」はその写しが法務局に送付され、不動産登記法第14条地図として備え付けられております。従って沖縄県土地家屋調査士会は新たな事業に期待するのではなく出来上がった地籍図に対して適切な対応を推進したい、特に昭和35年から昭和47年ころにかけて作成された地籍図は全体の70%もあり、誤差も限度ぎりぎりものが多数見受けられる、また、当時使用した

基準点を国土地院が改測したところ最大で50センチ程のずれが確認されています。そのような地籍図を正確に読み取り制度の高い測量で境界を復元することは図面の持っている誤差ごと復元することになり新たな地図混乱地域を増やすことになりかねません。そのようなことを未然に防ぐために、公共測量を発注する公共機関は境界にかかわる測量には境界の専門家である土地家屋調査士の活用を推進していただきたいと思ひます。

さらに、沖縄県土地家屋調査士会としては、土地家屋調査士の目的とするところの、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するということを念頭に置き、筆界特定制度や境界問題裁判紛争解決手続きであるADRに力を入れていきたいと思ひます。

終わりに当たり、本総会が会員各位のご協力とご理解によりまして九州ブロック協議会の将来に向け意義のある総会になるよう期待しまして、私の挨拶とさせていただきます。





祝 辞

福岡法務局長 寺 島 健

本日、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会平成22年度定時総会にお招きをいただき、お祝いを申し上げる機会を得ましたことを、大変光栄に存じます。

皆様方には、平素から、不動産の表示に関する登記手続きを通じ、不動産登記制度の充実・発展と法務行政の円滑な推進に、格別の御理解と御協力を賜っているところであり、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

ところで、我が国における土地家屋調査士制度は、土地家屋調査士の皆様方が、不動産登記制度を通じて、土地・建物の現況を正しく公示し、取引の安全を図るという崇高な理念とたゆまぬ御協力によりまして、国民各層からの高い評価と信頼を勝ち得られ、今日の充実・発展を遂げてまいりました。

貴協議会におかれましては、九州ブロックの中心的指導機関として各県会相互の緊密な連携の下、各県会の発展に大きく貢献されるとともに、ますますの御発展が続けられているところであり、本年度の総会が、このように盛大に開催されましたことを、心からお慶び申し上げます。

さて、本日は、せっかくの機会でありますので、登記行政を取り巻く情勢について若干申し上げ、御参考に供したいと存じま

す。

1つは、地図等の電子化についてであります。

平成18年8月に水戸地方法務局を皮切りに導入を開始した地図情報システムについては、本年度中に全登記所に導入が予定されております。

地図情報システムは、登記情報システムと連動させることにより、国民の利便性の向上や事務の効率化に資するほか、インターネットを利用した地図情報の提供やオンラインによる地図等の証明書の送付請求など、新たな行政サービスの提供が可能となります。

福岡法務局ブロック管内においては、昨年度末現在で、77庁のうち、57庁において運用を開始しているところであります。

また、地積測量図等の各種図面の電子化についても、平成23年度末までに完了する予定で作業を進めており、福岡法務局ブロック管内では、本年5月6日現在、8局28庁ですでに事務処理を開始しております。なお、地図証明書及び図面証明書の情報交換サービス対象庁については、本年5月6日現在で、全国19局31庁となっており、福岡法務局ブロック管内では、6局15庁で運用を開始している状況にあります。

さらに、和紙公図の電子化作業について

であります。昨年度、福岡法務局ブロック管内では、7局17庁において電子化作業が完了し、運用を開始しております。本年度も、ブロック管内で8局21庁の電子化作業を計画しているところであります。

次に、オンライン申請手続きについてであります。

オンライン申請に関しては、平成20年7月までに、すべての登記所においてオンラインにより登記申請が行える体制整備が完了いたしました。

政府全体としてのオンラインの利用の促進については、平成18年1月にIT戦略本部が決定したIT新改革戦略において、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を平成22年度までに50%以上とすることが揚げられたことから、法務省としても、「オンライン利用促進のための行動計画」を策定・公表したところです。このうち「登記」については、平成19年4月からオンラインによる登記事項証明書の送付請求手数料について、平成20年1月からはオンラインを利用して申請する場合の登録免許税について、それぞれインセンティブ措置が採られることとなりました。さらに、オンラインによる不動産登記の申請については、平成20年1月から開始された送付書面の持参又は郵送を認めた、いわゆる「特例方式」を導入するなど、オンライン申請の普及促進に努めて来たところであります。

このような状況の下、平成20年9月には、オンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」が政府のIT戦略本部で決定され、「登記」のオンライン利用率については、平成25年度末まで

に、「71%」という更に高い目標値が揚げられたことから、オンラインにより請求された登記事項証明書等を専用の私書箱等を利用して交付する、いわゆる「私書箱方式」を昨年6月末をもって全国の登記所で実地したところであります。

さらに、オンライン申請の利用促進の一つである登録免許税のインセンティブ措置では、建物の所有権保存登記について、本年1月以降、前提となる建物の表題登記の申請をオンラインで申請した場合に限って、減免措置の対象とするなど、一定の制限を加えた上で、平成23年3月まで延長されたところであります。

ところで、オンライン申請については、法務省の汎用受付システムの障害などにより利用者の皆様には大変御迷惑をお掛けしたことなどを踏まえ、法務省においては、増加を続けるオンライン申請に対応可能な処理性能、拡張性及び安定性などに優れた「登記・供託オンライン申請システム」を開発中でありましたが、その開発に一定の目処が立ち、現在のところ、平成23年2月14日から、不動産登記、商業・法人登記、債権譲渡登記及び動産譲渡登記の4手続きについて、同システムの運用を開始する予定としています。

貴協議会におかれましては、今後とも、オンライン申請の利用促進に、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてであります。筆界特定制度については、運用開始から4年が経過し、福岡法務局ブロック管内においては、この制度の導入から本年4月末日現在までに、1,144申請1,897手続きと当初